

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社でいーC
主たる事務所の所在地	〒791-0222 東温市下林別府甲1939番地3
代表者（職名・氏名）	代表取締役 阿部 靖
設立年月日	平成28年3月18日
電話番号	089-909-5506

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターあ・ベンチ	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒791-0222 東温市下林別府甲1939番地3	
電話番号	089-909-5506	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	3871500280
実施単位・利用定員	1単位	定員23人
通常の事業の実施地域	東温市、松山市（但し、旧北条市・旧中島町は除く） 砥部町（但し、旧広田村は除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンターあ・ベンチ）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

サービス区分と種類		サービスの内容
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) 介護保険給付外のサービス

以下のサービスについては、介護保険の適応外であり、一部のサービスについては料金を全額ご負担いただく場合があります。ただし、料金の発生するサービスについては事前にご契約者に説明し、了承を得た上でサービスを提供するものとします。

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
介護保険の限度額を超える介護予防通所介護相当サービス	介護保険の限度額を超えるサービスについても包括支援センター等と連絡調整のうえ、ご契約者のご相談に応じます。	介護報酬金額の全額をご負担いただきます。
娯楽	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。	無料 但し創作活動で利用する物品等は実費相当額を負担して頂く場合があります。
行事、行楽等	・お花見、遠足、観劇等の行楽	一部料金が発生する場合があります。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（祝祭日も営業とします。） ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は休業とします。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人、 非常勤 0人 (内3名介護職員と兼務)
看護職員	常勤 0人、 非常勤 3人 (内3名機能訓練員と兼務)
介護職員	常勤 4人、 非常勤 3人 (内1名管理者と兼務、内3名生活相談員と兼務)
機能訓練指導員	常勤 0人、 非常勤 3人 (内3名看護職員と兼務)

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 曾我部 亜耶 生活相談員 中野 綾香 生活相談員 多田 牧世
管理責任者の氏名	管 理 者 大石 光見

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合（1割又は2割又は3割）に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

（1）第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本サービス費、加算、減算の合計の額となります。

【基本サービス費】

サービスの内容	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型独自サービス1	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
通所型独自サービス2	36,210円/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月

（注1）上記の基本利用料は、各市町村が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算1】

前記の【基本サービス費】に加えて以下の料金が加算されます。（月曜日～土曜日）

加算の種類		加算額				算定回数
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	要支援1	720円	72円	144円	216円	月に1回
	要支援2	1,440円	144円	288円	432円	月に1回
介護職員処遇改善加算Ⅰ		総単位数の 9.2%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	月に1回
科学的介護推進体制加算		400円	40円	80円	120円	月に1回

【加算2】

上記の【加算1】以外に、要件が満たされた時は下記の加算を算定する場合があります。

加算の種類		加算額				算定回数
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
若年性認知症受入加算		2,400円	240円	480円	720円	月に1回
事業所評価加算		1,200円	120円	240円	360円	月に1回
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	要支援 1	880円	88円	176円	264円	月に1回
	要支援 2	1,760円	176円	352円	528円	月に1回
介護職員処遇改善加算Ⅱ		総単位数の 9.0%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	月に1回

【減算】

- ・定員超過・人員欠如・・・総単位数の70%の額となります。
(利用者の数が利用者定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合)

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
オムツ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
おやつ代	おやつ提供を受けた場合、1回につき150円のおやつ代をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、1ヶ月以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に下記の取り扱い金融機関からあなたが指定する口座より引き落とします。 【取り扱い金融機関】 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫 等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 愛媛銀行 見奈良支店 普通口座 3648800
現金払い	現金のお取扱いはしておりませんが、事情等によりご相談の上、対応させていただきます。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいただく場合があります。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

但し、食事代については、利用をキャンセルしても頂く場合があります。

- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、株式会社でーCが、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画、介護予防サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - ① 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (4) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (5) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (6) その他サービス提供で必要な場合
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東温市下林別府甲 1939 番地 3		
	事業者（法人）名	株式会社でい - C デイサービスセンターあ・ベンチ		
	代表者職・氏名	代表取締役 阿部 靖		印
	説明者職・氏名	管理者 大石 光見		印

私は、契約書、重要事項説明書の内容について説明を受け内容を理解し、確認しました。
介護サービスの利用において、個人情報を用いることを同意し、本契約を締結します。

利用者	住所		
	氏名		印

署名代行者（又は法定代理人）

	住所		
	本人との続柄		
	氏名		印

家族代表者	住所		
	氏名		印